

一宮市指定ごみ袋の規格等に関する要綱

平成 19 年 6 月 1 日制定

平成 19 年 8 月 17 日改正

平成 27 年 12 月 1 日改正

平成 28 年 10 月 7 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、一宮市が収集する可燃ごみ、不燃ごみ及び資源の排出に使用するごみ袋（以下「指定袋」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定袋の規格等)

第 2 条 指定袋の規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 材質

- ア 可燃ごみ用の指定袋は、高密度ポリエチレン製とする。
- イ 不燃ごみ用及び資源用の指定袋は、低密度ポリエチレン製とする。

(2) 容量

- ア 指定袋は、45 リットル、30 リットル及び 10 リットルとする。
- イ 袋の口を縛った状態で、所定の容量のごみが収容できること。

(3) 厚さ

袋の容量に応じ下記のとおり厚み以上を保つこと。

	小 10ℓ	中 30ℓ	大 45ℓ
高密度ポリエチレン	0.015mm	0.020mm	0.025mm
低密度ポリエチレン	0.020mm	0.025mm	0.030mm

(4) 強度（引張強度）

- ア 高密度ポリエチレンは、29.4MPa（300kgf/cm²）以上とする。
- イ 低密度ポリエチレンは、16.7MPa（170kgf/cm²）以上とする。

(5) 色

- ア 可燃ごみ用の指定袋は、黄色とする。
- イ 不燃ごみ用の指定袋は、無色とする。
- ウ 資源用の指定袋は、緑色とする。
- エ 着色に使用する顔料には、指定袋を焼却又は埋立したときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。

(6) 透明度

- ア 可燃ごみ用は、内容物が確認でき、新聞の活字が透けて読める程度の透明度を有すること。
- イ 不燃ごみ用及び資源用は透明とする。
- ウ 可燃ごみ用及び資源用はそれぞれ内容物を入れた状態で客観的にそれぞれの袋の色を識別できる色の濃さを保つこと。

(7) 形状

平角型、手提げ付型等の指定はしないが、できる限り全ての種類の指定袋を製造し、流通に努めること。

(8) 表示等

ア 袋本体及び外装用の袋には別に定める表示をすること。

イ 表示の印刷は、可燃ごみ用の指定袋は赤色、不燃ごみ用の指定袋は青色、資源用の指定袋は黒色とする。

ウ 表示に使用するインクには、指定袋及び外装用の袋を焼却又は埋立したときに環境を汚染するおそれのある物質を含まないこと。

(指定袋を製造等しようとする者の承認)

第3条 指定袋を製造、輸入、販売しようとする者（当該指定袋に、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第3条の規定に基づく表示をしようとする者に限る。）は、市長に承認申請書（様式第1）を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 申請者が法人である場合には、定款の写し（原本証明）及び法人登記全部事項証明書（原本）

イ 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票の写し（原本）

ウ 袋の見本品または見本フィルム

エ 指定袋の着色に使用する顔料および表示に使用するインクの成分証明書（外国語表記の場合は日本語訳を添付すること）

オ 厚さおよび引張強度（縦・横）に関する証明書（申請日前6ヶ月以内のもの）

カ その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請に対して承認をしたときは、承認番号を付して承認書（様式第2）を交付する。

(完成品の提出)

第4条 前条の規定により承認を受けた者（以下「製造者等」という。）は、指定袋を製造したときは、流通させる前に全ての種類について完成品（外装袋に収められたもの）を市長に提出しなければならない。

(変更届の提出)

第5条 製造者等は、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(改善の指示及び承認の取消し等)

第6条 市長は、承認した指定袋が第2条に規定する規格に適合しないと認めるときは、製造者等に対しその改善を指示する。

- 2 市長は、前項の指示を受けた者が当該指示に従わないときは、当該製造者等に対する承認を取り消し、当該事実を公表することができる。
- 3 前項の規定により承認の取消しを受けた者は、直ちに承認書を市長に返還しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定により承認を取り消された者及び第3条の承認を受けていないのに承認を受けた者として指定袋を製造、輸入又は販売した者に対し、その事実が判明した日から2年間指定袋の製造等の承認をしない。

(廃止の届出)

第7条 製造者等が、指定袋の製造、輸入、販売を廃止しようとするときは、市長に承認書を返還し、廃止届(様式第5)を提出しなければならない。

(製造者等の責務)

第8条 製造者等は、指定袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、自ら又は小売店等に対し販売し、円滑な販売が行われるように努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年8月17日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の一宮市指定ごみ袋に関する要綱(以下「旧要綱」という。)第3条第1項の規定により提出された一宮市指定ごみ袋の承認申請書に係る添付文書は、改正後の一宮市指定ごみ袋の規格等に関する要綱第3条第2項の規定により提出された承認申請書の添付文書とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱第3条第1項の規定により承認を受けたごみ袋の製造は、平成28年6月1日までとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年10月7日から施行する。